HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランス選挙制度史（一）
Author(s)	岡田, 信弘
Citation	北大法学論集, 29(2), 61-100
Issue Date	1978-10-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16255
Type	bulletin (article)
File Information	29(2)_p61-100.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

資料

フランス選挙制度史(一)

岡田信弘

目次

序
第一章　フランス革命と選挙制度
　第一節　革命前夜における選挙の問題
　第二節　憲法制定議会と制限間接選挙制
　第三節　国民公会と普通選挙制
　第四節　テルミドール反動と制限間接選挙制
　第五節　ナポレオン体制と選挙制度
　第一章のまとめ（以上本号）
第二章　議会主制と制限選挙制
第三章　普通選挙制の確立と定着
第四章　フランス的選挙制度の展開
結び

序

日本国憲法は、その前文で「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」すること、「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」ものであることを宣言することにより、国会議員選挙に戦前とくらべものにならないほど重要な政治的意義を与えた。また、一般的にいっても、選挙制度は代表民主制を採用する国家において国民と議会を結びつける最も重要な制度であり、しかもその構造と運用はその国の民主主義の存在様式を縮図的に示すといっても過言ではない。選挙に関する問題が、単なる技術的な問題としてでなく、ある選挙制度の採用によって憲法全体の性格が決定されるという原理的かつ政治的な問題として論じられなければならない所以である。(1)

しかしながら、従来の研究にともすれば実定選挙法の法律学的構成、もしくは個々の選挙方法の技術的解説に陥りがちであり、選挙制度が「歴史・伝統に支えられた一国の政治生活と密接な相互制約的関係にある」との認識に立ち「選挙法の理論の底に流れる思想および政治の実態の分析」(2)を重視する研究は比較的少ないように思われる。

フランスでは、一七八九年の革命以来主要な選挙法の改正だけでも二十数回に及び、選挙制度は、常に社会的・政治的抗争の的となってきた。したがって、フランスは先程述べた視角からの選挙制度の分析にたいし格好の素材を提供しているように思われる。

本稿は、フランス革命以後の選挙制度の歴史を対象として、その展開の諸段階の思想および論理、制度内容、そして選挙をめぐる政治の実態を明らかにすることを課題とし、フランスで従来発表されている研究成果や資料（とくに議事録）を一応まとめ我国における選挙の問題を考えるための資料として提出するものである。(3)なお、本稿では選挙制度を構成する要素(4)として、普通・平等・直接選挙の原則の実現を目的とするものおよび代表の原則の実現を目的とする選挙の方法をとりあげ考察することにする。

（1）選挙制度を定める選挙立法の性格について、柚正夫氏は次のように述べている。「選挙法は選挙過程を規律する手続技術の体系としての技術法的性格を多分にもつと同時に、憲法体制に対応する政治法的性格と立法に関係した勢力の政治的意図を反映させた政治法的性格とをもっている」。柚正夫「選挙制度の改革」『戦後改革3　政治過程』

（東京大学出版会・一九七四）九九頁。

（2） 芦部信喜『憲法と議会政』（東京大学出版会・一九七一）二六七頁。

（3） フランス革命以後の選挙制度の歴史を概観した文献として、Peter Campbell, *French Electoral Systems and Elections 1789—1957* (London, 1958) ; Georges Lachapelle, *Les régimes électoraux* (Paris, 1934).

（4） 芦部氏は、近代諸国の選挙法を構成する重要な要素として本文であげた二つのほかに、自由公正な選挙運動の確保を目的とするものをあげているが、本稿では除外する。参照、芦部、前掲書、二七九頁。

第一章　フランス革命と選挙制度

第一節　革命前夜における選挙の問題

一、思想的背景(1)

(イ)　モンテスキュー

モンテスキューは、当時のフランスを支配していたブルボン絶対王制を批判し、「中間機関」（corps intermédiaire）や「基本法」（lois fondamentales）によって制限された穏和な王制を構想した。(2) かれの主たる関心は、政治的自由の確保にあり、その実現のために国家権力の分割および均衡を主張したのである。

モンテスキューは、『法の精神』の「イギリス憲法論」の章の中で、代表制および両院制の必要性を前提としたうえで、市民の代表選出について次の諸点を指摘している。まず第一に、立法府の構成員は国民全体から選出されるべきではなく、むしろ全国をいくつかの小さな選挙区に分けてそこで選挙するのが望ましいこと、(3) 第二に、そうして選ばれた代表者は選挙人から一般的な指示は受けるが、政務のおのおのについて特定の指示を受ける必要はないこと、(4) そして最後に、選挙権は原則としてすべての市民に与えられなくてはならないが、自分の意思などまったくもたぬと思われるほどに下賤な状態にある者は除かれるということである。(5)

モンテスキューのこのような選挙論は、権力分立論とともに、憲法制定議会（一七八九―九一）の制憲作業に少なからざる影響を与えることになる。(6)

(ロ)　重農学派と百科全書派（フィジオクラート　アンシクロペディスト）

フィジオクラートは、自由な所有権制度（とくに土地所有権）の確保に関心を抱き、地主の立場からの国家改革を主張した。かれらは、ヴォルテール（Voltaire）と同じく特権化された貴族制とデモクラシーとを排斥し、一種の啓蒙専制君主制（合法的専制主義（デスポチスム・レガル））を支持したのである。(7) ただし、フィジオクラートは、主権

者たる君主の権力を制限するために諸々の議会を構想した。たとえばケネー（Quesnay）は、君主の専制化を抑止するものとして地主からなる枢密会議を提案し[8]、またチュルゴー（Turgot）は、君主の諮問機関あるいは行政機関の一部としての地主議会を構想した[9]。なお、ケネーは下層民（le bas peuple）を次のように見ていた。「（後見権は）民主政的であってはならない。なぜならば、下層民を支配する無知と偏見、かれらが陥りがちな抑制することのできない情念と一時的な憤怒が、国家を動乱と暴動と恐るべき災害とにさらすからである」[10]。

ディドロ（Diderot）を中心とするアンシクロペディストは、『百科全書』を通じて技術や新思想の普及に努力するとともに、人間の自然的権利としての私的所有の安全および生産活動の自由の確立を主張した。かれらは、地主の利害を強調したフィジオクラートと異なり、手工業者をも含むブルジョアジー全体の利害を包含した「財産所有者の国家」を構想した。ディドロは、国政において代表される人民の資格の基礎を所有権に求めた。「市民をつくるのは所有である。国家内のすべての所有者は、国家の福祉に関係がある特殊な慣行が彼に指定する地位がなんであろうと、彼が発言し、あるいは代表される権利を獲得するのは、つねに所有者としてであり、その所有に比例する」[11]。具体的には、僧侶や貴族についてはその代表選出権を既得権的なものとして承認したうえで、商工業は国家の力と富の源泉であるがゆえに、また自営農民は土地所有者であり社会に必要な物資を与えかつ税金を払っているがゆえに代表されなければならないとした[12]。

結局、重農学派と百科全書派は、いずれも程度の差こそあれ、市民の代表選出権を有産者に限定しようとしたのであり、このような態度は革命期を通じて選挙立法にたずさわった人々の大多数の考えに一致する[13]。

(ハ)　ルソー

ルソーの主張する国家は、「人民の最後の一人までを救済することをめざした民主的な国家」[14]である。かれはこのような国家を実現するための理論として、「人民主権」論を『社会契約論』の中で展開した。かれによれば、社会契約の結果自然状態において各人が保持していた自然権のすべてが提供されて一つの優越的な公権力たる主権が形成され、しかも、その主権は社会契約者の総体、すなわち主権の行使（一般意志の形成）に参加するもの（市民の総体）によって構成される人民に帰属するとされた[15]。

ルソーの人民主権によると、代表制は原則として否定され、主

権の行使すなわち立法は直接人民によって行なわれなければならない。ただし、実際問題として人口の多い国家においては議会制度を設けることが不可避であり、この場合には命令的委任の制度が不可欠とされる。

なお、ルソーは市民となりうるものの資格要件について『社会契約論』の中では明確には言及していないが、「政治的な判断力をもつ年令に達しているすべての人間」が主権の行使に参加しうると考えていたように思われる。(16)

以上のルソーの法・政治理論は、フランス革命の第二の段階（一七九二・八―九四・七）において急速に抬頭し、他の思想を圧倒するに至る。(17)

（1） 革命を思想的に準備したのは「フィロゾーフ（哲学者）」と呼ばれる十八世紀の思想家たちであるが、かれらが構想した統治構造は一様ではなかった。あるものはイギリス憲法を賞賛して政府に専制を行なわせない自由主義的制度を説き（モンテスキュー）、他のものは哲学によって開明された啓蒙専制君主制を支持し（重農学派と百科全書派）、第三のものは人民主権の観念を取り出して民主的な政治制度を主張したのである（ルソー）。参照、ジャック・ドローズ『フランス政治思想史』（横田地弘訳・文庫クセジュ・白水社・一九五二）五五頁。

（2） ダニエル・モルネ『フランス革命の知的起源 上』（坂田太郎・山田九朗監訳・勁草書房・一九六九）一〇〇頁。

（3） モンテスキューは、その理由として「人は自分の町の必要を他の町のそれよりもはるかによく知っているし、また自分の隣人を他の同胞よりもよく判断できる」と述べている（*Esprit des lois. Liv. XI. Chap. VI, Oeuvres de Montesquieu, t. 2, p. 12.* 訳については『世界の名著 モンテスキュー』中央公論社・一九七二、四四七頁）。

なお、このような主張は、後に第三共和制期の小選挙区制採用の根拠の一つとなる。

（4） 「代表者はかれらを選んだ人々から一般的な指示は受けるが、ドイツの国会において行なわれているように、政務のおのおのについて特定の指示を受ける必要はない。このような方法によれば、議員の発言が国民の声のより正確な表明となることはたしかである。しかし、それは際限のない長談議に陥れ、各議員を他のすべての議員の支配者たらしめることになり、そして最も急迫した場合において、国民のすべての力がたった一つの気まぐれによって阻害されうるようなことになるであろう」（*ibid., p. 13.* 前掲訳書、四四六頁）。これは、命令的委任の否定を示唆したものであろう。

（5） モンテスキューは、下層民について他の箇所（十五篇十

八章）で次のように述べている。「解放奴隷の条件は政治的身分（エタ・ポリチック）においてよりも市民的身分（エタ・シヴィル）において助長されなければならないように思われる。なぜならば、国家においてはそれが人民的なものである場合でさえも、権力は下層民の掌中におちてはならないからである」（*ibid.*, p. 225）。

（6）憲法制定議会においてとくにモンテスキューの理論の影響を受けたのは、上政派（モナルシアン）と呼ばれた中道右派の人々である。詳しくは、杉原泰雄『国民主権の研究』（岩波書店・一九七一）二〇四―二〇五頁、三宅正樹「モンテスキューの政治思想」（『西洋史学』三四号、一九五七）二九―三〇頁。

（7）重農主義者の国家論については、木崎喜代治『フランス政治経済学の生成』（未来社・一九七六）、平田清明『経済科学の創造』（岩波書店・一九六五）二〇二―二四二頁、三輪隆「一七八九年の権利宣言における政治的権利その一」（『早稲田法学会誌』二六巻、一九七五）八四―九〇頁。

（8）木崎、前掲書、一六一頁。

（9）チュルゴーは、この構想をデュポン・ド・ヌムール（Dupont de Nemours）との共著である『市町村論』（Mémoire sur les municipalités）の中で展開した。この論文の要旨は、「教区議会から全国議会にいたる階層的な議会制度を設置し、その議員選出の投票権を土地収入の量に比例して与えよう」というものである（木崎、前掲書、三五九頁）。なお、『市町村論』についての詳細は、Gustave Schelle, *Oeuvres de Turgot*, t. 4, (Paris, 1922), p. 568―628.

（10）Quesnay, Despotisme de la Chine, Chap. Ⅷ, §Ⅲ (*François Quesnay et la physiocratie*, t. 2, Paris, 1958, p. 919).

（11）「代表者」という項目（桑原武夫編『フランス百科全書の研究』岩波書店・一九五四、一四六―一四七頁から引用）。

（12）桑原編、前掲書、一四七頁、恒藤武二「百科全書に表れた政治思想」（『同志社法学』一六号、一九五三）八六頁。

（13）河野健二氏によれば、革命中の自由主義貴族はフィジオクラートの線で行動し、ラファイエット（Lafayette）、ミラボー（Mirabeau）、フイヤン派までがこの系統に属するといわれ、これに対して、百科全書派の思想は革命期のブルジョアジーによって担われ、カバニス（Cabanis）、ルデラー（Roederer）、コンドルセー（Condorcet）などのイデオローグ、立法議会の平原派、ジロンダンがその主要な代表勢力であるとされる。河野健二『革命思想の形成』（ミネルヴァ書房・一九五六）はしがき五頁。

重農主義者の一人であるデュポン・ド・ヌムールは、後に憲法制定議会において「選挙人であるためには財産をも

つ必要があり、しかも領地(マヌワール)をもつ必要がある。行政の仕事は財産にかかわりをもち、貧乏人にたいする救済その他にかかわる。かくして、行政の仕事には財産の所有者以外の何人も利害関係をもたないのである」と発言する（一七八九年一〇月二二日の演説、*Archives Parlementaires, 1ère série, t. 9, p. 479.* 以下、A. P., 1. s., t.…と略す）。

これに対し、アンシクロペディストの系譜につらなるルデラーは、「私は、一層大きな財産、神聖な財産について語りたい。それは手工業者(アルチザン)であり、資本の所有者のことである。……これらの手工業者は、諸君が土地に密着しているという大土地所有者よりもはるかに自らの国に密着している。……手工業者は一定のカントンにその才能が適したものとなっており、この勤労資本を移すことはできない。……かれらこそ真に祖国をもつのである。……諸君のデクレは、手工業者、すなわち非常に有用でかつ非常に尊敬すべきこの種の人間を排除しているのである」と述べ、新しい社会の基礎を「土地所有者」に限定しようとするフィジオクラート的立場に反対した（一七八九年一二月七日の演説、A. P., 1. s., t. 10, p. 415）。

(14) 河野健二「啓蒙思想と市民革命(上)」(『歴史教育』五巻一一号）一三頁。

(15) ルソーの「人民主権論」については、杉原、前掲書、一四二―一八二頁。

(16) 杉原、前掲書、一六八頁。

なお、ルソーの「一般意志」概念は、その「二重の一般性」によって普通選挙制になじみやすいものであった。すなわち、一般意志は、その対象において一般性を有しているだけでは足りず、その本質（起源）においても一般性を有していなければならず、政治社会のすべての構成員から生まれねばならないからである。「二重の一般性」については、小笠原弘親・白石正樹・川合清隆『ルソー社会契約論入門』（有斐閣新書・一九七八）一二九―一三〇頁。

(17) ルソーの思想は、ジロンド派の一部であるブリッソー(Brissot)、ロラン夫人(Roland de la Platière)などにも影響を与えているが、基本的にはロベスピエール(Robespierre)、サン＝ジュスト(Saint-Just)などのモンタニャール、さらにパリのサン・キュロットによって担われた。河野、前掲書、はしがき五頁、アルベール・ソブール「フランス革命下のルソー主義と民衆階級」(『西洋史学』五三号、一九六二）一頁以下。

二、一七八九年一月二四日の選挙規則(1)

「革命期の選挙法の真の序文」(2)となったこの選挙規則は、主として一七八八年七月五日の顧問会議の裁決によって収集された資料と同年一一月六日に召集された第二次名士会の報告(3)とを基礎に

して作成されたものである。

選挙規則によって定められた手続は、当時の社会の不統一性を反映してはなはだ複雑なものであり、しかも細部については不備のままであった。ここでは第三身分の選挙手続を主として検討する(4)。

(i)選挙資格および被選挙資格―原則として、フランスで生まれあるいは帰化し、しかも二五才以上で住所を有し、かつ課税台帳に記載されているすべての住民が聖堂区等の選挙会への参加を認められる(第二五条)。ただし、パリでは六リーヴル以上の人頭税(カピタシオン)を支払う者だけが地区毎(ディストリクト)に行なわれる選挙に参加することができた(5)。被選挙資格についての定めはなく、選挙資格を有する者は誰でも各段階の代表に選ばれることができた。かくして、第三身分の選挙資格については準普通選挙制ともいえる制度が定められた(6)。

(ii)選挙方法―選挙区としてはフィリップ二世の時代(一一八〇―一二二三)に起源をもつ「バイアジュ」(bailliage)という領域的区分が用いられた。ただし、規則では全国三部会議員を直接に選出せず、その選挙会の構成員の四分の一が「一級バイアジュ」の選挙会に合流する「二級バイアジュ」(bailliage secondaire)と直接議員を選出する「一級バイアジュ」(bailliage principal)とに区別された(第二条、第三条、第四条、第五条、第三三条)。

第三身分の代表は、このような選挙区を基礎に二ないし四段階を経て選出された。すなわち、一級バイアジュの農村の住民は二段階で、一級バイアジュの都市の第三身分は三段階で、そして二級バイアジュの都市の第三身分は四段階で全国三部会への代表を選出したのである。したがって、たとえ第一段階で農民が選ばれても最終段階ではもっぱら公的問題に通じたブルジョアが議員に選出され、準普通選挙制の効果は大幅に縮減されることになる。

全国三部会議員は秘密投票で選ばれるが、その他の下級代議員を選出する選挙は口頭で行なわれた(第四六条)。また、一級バイアジュの選挙会で全国三部会議員に選ばれるには投票の絶対多数を獲得することが必要であり、二回目の投票を終了して選出すべき議員が残っている場合には二回目の未選出者上位二名だけが三回目で争うことができる(第四七条)。なお、命令的委任の否定が示唆された(前文、第四五条)(7)。

一七八九年一月二四日の選挙規則は、フランスにおける最後の身分制議会となるべき全国三部会(一七八九年五月五日召集)の議員選挙のための手続を定めたものである。この規則は代表を身

分別に、また同業組合（コルポラシオン）毎に選出するなど、アンシアン・レジームの共同体的・団体的・階層秩序的な社会構造を随所に反映しながらも、第三身分の選挙資格、秘密投票制、多数回投票、多数代表制、命令的委任の否定などその後のフランスの選挙法の展開にとって基礎となるべきいくつかの制度を定めていた。

（1）選挙規則の制定過程および内容については、Jacques Cadart, *Le régime électoral des états généraux de 1789 et ses origines* (*1302—1614*), (Paris, 1952), p. 65 ff.; Auguste-Adolphe Thuveny, *Le Droit Electoral de 1789 à l' Am* VIII, (Nancy, 1905), p. 7—24, G・ルフェーヴル『一七八九年—フランス革命序論』(高橋幸八郎・柴田三千雄・遅塚忠躬訳・岩波書店・一九七五) 八二—八八頁。

（2）Thuveny, op. cit., p. 23.

（3）名士会は六つの部局（ビュロー）に分かれ、それぞれの部局がネッケルによって起草された五十四の質問に答える形式で審議をすすめた。当時最も激しい争点となっていた第三身分代表の倍増については第一部局のみが一三票対一二票の一票差で倍増に賛成し、他の五部局はほとんど満場一致で倍増に反対した。これによって名士会を構成していた名士たち（ノターブル）がいかに身分制に固執していたかがわかる。

名士会は第三身分代表の倍増のほかにもいくつかの選挙制度に関する問題について審議した。結果は次の通りである。

「選挙区」については、バイアジュ (bailliage) がほとんど満場一致で採択された。また、バイアジュ毎の議員定数は人口と担税能力 (capacité contributive) に比例するとされた。

「第三身分の選挙資格」については、第一部局と第五部局がすべての成年男子による普通選挙を、第二部局がすべての家長による無条件選挙を、第六部局が税額を問わずすべての納税者に選挙権を与えることを、そして第四部局が納税額を問わず納税義務あるすべての家長に選挙権を与えることを提案した。税額による制限選挙を提案したのは一部局だけであり、第三部局が一〇リーヴルの納税額を主張した。結局、選挙規則では第六部局の意見が原則として採用された。

「被選挙資格」については、単なる選挙権の保持から一〇ないし五〇リーヴルの税額に至るまでの様々な解決策が提案された。

「投票方法」については、名士の大多数は口頭投票 (le scrutin à haute voix) に賛成し、二部局が手書きによる秘密投票（バイアジュ選挙会においてのみ）の採用を提案した。

以上、名士会における審議については、Cadart, op. cit.,

p. 77—81.

(4) 選挙規則の解説および正文については、*ibid.*, p. 103—169, 192—202.

(5) このため、約六〇万の住民のうち選挙に参加することができたものは五万人にすぎなかったといわれる（*ibid.*, p. 110）。

(6) このような制度が採用された理由について、オーラール氏は「私には王権がブルジョア的反対にたいして普通選挙に、すなわち知識にたいして無知に訴えようとする考えを漠然と抱いていたことはあながち真実でないようには思われない」と述べて国王の打算を指摘している（A. Aulard, *Histoire politique de la révolution française*, Paris, 1901, p. 30）。

(7) 「国民全体を代表する議会への信頼は、審議の流れを止めたり、困難にしたりするような指示が議員に与えられることを阻止」（前文）し、しかも、「議員の有する権限は一般的であり、かつ召集状に記載されているように提案し、諫言し、忠告し、同意を与えるのに足りるものでなければならない」（第四五条）。

なお、ルイ十六世は命令的委任の制度について、全国三部会が有用な仕事をするのを妨げ、三部会が自己の願望に不従順なものとなる克服し難い障害であると考えていた（Cadart, op. cit., p. 153）。

三、全国三部会議員選挙と陳情書

選挙は二月から行なわれたが、王権はこれに対して不干渉の態度をとった。これがために、この選挙は一八四八年までにフランスで行なわれたものの中で最も自由なものであったといわれている(1)。

各身分の正確な議員数は明らかではないが、おおよそ貴族身分は二七〇名、聖職身分は三〇〇名、第三身分は六〇〇名ぐらいであった。第三身分の代表の中には、農民や手工業者（アルチザン）の代表は一人もなく、法律家が全体の半数近くを占め、その他に商人や金融業者や工業家が一〇〇名、大地主が五〇名ほどであった。貴族身分では、特権の擁護に熱心な者が大勢を制していたが、約九〇名ほどの自由主義的貴族も存在した。そして、聖職身分では、改革賛成派である下級聖職者（司祭）が圧倒的に多く約三分の二を占めていた(2)。

選挙と並行して作成された陳情書（Cahiers de Doléance）の検討は、当時の世論の動向や、それが一七九一年憲法の作成のために果たした役割を知るうえで非常に重要である(3)。三身分の陳情書は一致して絶対王制に反対しているが、改革が実現された後の状態、すなわち各身分が国家や社会において占めるべき位置につい

ては根本的な対立がみられた。

なお、陳情書においては選挙制度についての定見がなく、また具体的な要求もほとんどみられなかった。(4)

(1) Campbell, op. cit., p. 48.

(2) 全国三部会議員選挙の結果については、アルベール・ソブール『フランス革命(上)』(小場瀬卓三・渡辺淳訳・岩波新書・一九七三)八六—八八頁、井上幸治編『世界各国史2 フランス史(新版)』(山川出版社・一九七二)二七〇—二七一頁、G・ルフェーヴル、前掲訳書、九〇—九六頁。

(3) 憲法制定議会における陳情書の総括(クレルモン＝トネールが一七八九年七月二七日に報告)については、A. P., 1. s., t. 8, p. 280—285.

(4) ただし、パリのある陳情書(Cahier de Paris hors les murs)が一七八九年の選挙規則が定めた選挙手続に抗議し、しかも「自から集会し、全国三部会や執行権にたいして代表をおくりかつ請願を行ない、そしてその請願の結果を見守るために代理人(デレゲ)を指名することは、すべての市民の基本的権利である」と宣言しているのは、「選挙権権利論」の萌芽として興味深い。なお、この陳情書については、Jean Jaurès, *Histoire socialiste de la Révolution française*, t. 1, Paris, 1922, p. 190—198.

第二節 憲法制定議会と制限間接選挙制

一、人および市民の権利宣言

「人および市民の権利宣言」(いわゆる「人権宣言」)は、一七八九年の革命の成果を要約してその諸原理を明示すべく、憲法制定議会によって八月二六日に採択されたものである。(1) 人権宣言は何よりもまず「アンシアン・レジームの死亡証書」としての性格を有するが、同時に宣言は哲学者たちの思想に鼓吹されて新秩序の基礎をうちたて、政治的デモクラシーの象徴となるべきものである。(2)

人権宣言は、選挙について直接的には何も宣言していない。しかしながら、第一条は「人間は、生まれながらにして自由であり、権利において平等である」(3)と規定し、権利における人間の平等を宣言している。参政権についてもこの原則が当然に維持されるものとするならば、それは普通選挙制に帰着することになろう。

また、第六条は「法律は一般意志の表現である。すべての市民は、かれら自からまたはその代表者を通じて、法律の作成に協力する権利を有する」と規定して、直接民主制ないし普通選挙によ

る代表民主制の採用を示唆しているように思われる。

これらの規定（一般的にいって人権宣言全体）に関しての憲法制定議会の議員たちの解釈は多分に論争の余地を残しており、やがて制定されるべき諸法令（憲法を含む）だけがその解釈を確定するはずである。(4)

（1）人権宣言についての詳細は、深瀬忠一「一七八九年人権宣言研究序説(一)(二)(三)」（『北大法学論集』一四巻三・四号、一五巻一号、一八巻三号）、稲本洋之助「一七八九年の『人および市民の権利の宣言』」『基本的人権3　歴史Ⅱ』（東京大学出版会・一九七五）。

（2）人権宣言のこのような性格については、ソブール、前掲訳書、一〇九頁、井上編、前掲書、二八〇―二八一頁を参照。

（3）人権宣言の正文については、山本桂一『人権宣言集』（岩波文庫・一九七四）一三〇―一三三頁、野村敬造『フランス憲法・行政法概論』（有信堂・一九六二）四四三―四四四頁、ルフェーヴル、前掲訳書、二三九―二四二頁。

（4）人権宣言の制定過程で提出された草案のいくつかは選挙の問題に言及しており、その中には普通選挙制を示唆しているものもみられた。たとえば、セルヴァン（Servan）の草案は「すべての人は、かれらの権利の確保を監視するために、かれら自身によってかあるいはその代表者によって、国民議会を自由に形成しえなければならない」（第一三条）ことを宣言していたし、またクレニエール（Crénière）草案の第五条は「立法権および制度的権力は基本的に人民に属するので、各市民はあらゆる権力の組織に協力する権利を有する」と規定していた。これら両草案の規定は、いずれもすべての市民に政治的権利を保障しようとするものである（セルヴァン草案については、A. P., 1. s., t. 8, p. 306―307. クレニエール草案については*ibid.*, p. 319）。

これに対し、シェース（Sieyès）はその人権宣言草案（七月二〇、二一日の両日に憲法委員会で報告した「人間および市民の権利の承認および理論的宣言」）において、人権を「市民的諸権利」と「政治的諸権利」とに区分し、前者を「受動的権利」、後者を「能動的権利」と名づけた。そして、「一国のすべての住民は、受動市民の権利を享有すべきである」が、「すべての市民が能動市民であるわけではなく、少なくとも現状においては婦人、子供、外国人、そして公的施設の維持になんら貢献しえない人々」は能動市民たりえない、と述べている。また、かれは八月一二日に発表した「社会における人間の権利の宣言」においても、立法にたずさわる代表の選出権を「公の問題に対する関心と能力をもっているもの」に限定している（第二八条）。このようなシェースの論理が、その後の選挙立法（とりわけ一七八九年一二月二二日のデクレおよび一七九一年憲法）の

基礎をなしていくのである（シーエスの七月草案の原文については、*ibid.*, p. 256 ff., 八月草案の原文については、*ibid.*, p. 422 ff.)。

なお、人権宣言における政治的権利の位置づけをめぐる二つの草案系列については、三輪、前掲論文、六四―七三頁を参照。

二、一七八九年一二月二二日のデクレ

このデクレは、国民議会議員選挙の手続をはじめて定めたものである。(1)

選挙資格および被選挙資格に関する本格的な審議は、一〇月二〇日以降に行なわれた。(2)

憲法委員会によって提案された選挙資格つまり能動市民たる要件は、第一に、フランス人として生まれるかあるいはフランスに帰化していること、第二に、成年男子であること、第三に、住所を有していること、第四に、三労働日の価額に等しい直接税を支払っていること、そして第五に、奴隷の身分にないことであった。第一、第二、第三、および第五の要件については、あまり議論もされずほぼ原案通り可決されたが、第四の税額要件については激しい議論が展開された。(3) ロベスピエール、グレゴワール（Grégoire）デュポール（Duport)、そしてドゥフェルモン（Defermont）の反対演説(4)にもかかわらず、憲法制定議会の大勢は、次のようなデムニエ（Démeunier）の見解に従って選挙資格の第四の要件を委員会案通り可決した。デムニエは「いかなる納税も要求しないとすれば、第一次会に乞食（マンディアン）が加わることさえ認められることになろう。なぜならば、かれらは国家に租税を支払っていないからである。実に一体、かれらが腐敗から保護されていると考えることができるのであろうか。貧者（プーブル）の排除は偶然でしかなく、しかも、この排除は手工業者（アルチザン）たちにとって競争心の対象となるであろう」と述べ、委員会案に賛成したのである。

被選挙資格についての審議が開始されたのは一〇月二八日であった。委員会案によれば、第一次会において「選挙人（エレクトゥール）」に選ばれるには一〇労働日の地方価額に等しい直接税の支払いが必要とされていた。議会はこの要件についてほとんど議論することなく委員会案通り可決した。(5)

しかし国民議会議員の被選挙資格についての審議が始まると様相は一変した。(6) 委員会案は、国民議会議員として選出されるための要件として、銀一マルクの価額に等しい租税の支払いを要求していたが、これに反対し修正を要求する意見が相次いだ。しかしながら、最終的にはピゾン・デュ・ガラン（Pison du Galland）の

「銀一マルクの価額に等しい租税に加えて、なんらかの土地を有していること」という修正案が票決に付され、圧倒的多数で可決された。(7)

選挙制度に関する諸規定はその後も順次審議され、結局一二月二二日、「第一次会および行政会の設立についてのデクレ」(Décret sur la constitution des assemblées primaires et des assemblées administratives)として議決された。(8)

このデクレは制限・間接選挙制を採用しており、国民議会議員はほぼ次のような手続と条件によって選出される。

(i)国民議会選挙の単位―王国は県に、県はディストリクトに、ディストリクトはカントンにそれぞれ区分され、国民議会議員選挙は県を単位として行なわれる(前文第一条、第二条、第三条、第四条)。このような行政区分によって、アンシアン・レジーム下の行政区分の混乱状態を除去し、近代的な意味での統一的な行政単位を確立するための形式が整備された。なお、国民議会の議員数は王国の県の数に九をかけたものに等しく、しかもその数は王国のすべての県の間で、地域・人口・直接税の三つの比率に従って配分される(第一款第二六条、第二七条)。(9)

(ii)第一次会―能動市民のみが、カントンを単位として組織される第一次会に参加することができる(第一款第一条、第二条)。能動市民とは、①生来のフランス人もしくはフランスに帰化したもので、②満二五才以上の男子であり、③少なくとも一年以上、そのカントンに事実上の住所を有し、④三労働日の価額に等しい直接税を支払い、⑤僕婢つまり被傭の奉公人の身分にないものを指す(第一款第三条)。なお、「選挙人」は当該カントンのすべての被選挙資格市民の中から、選任すべき「選挙人」の二倍の名簿の一回だけの投票によって選出される(第一款第一八条、第二〇条)。被選挙資格市民とは、能動市民の資格に加えて、少なくとも一〇労働日の地方価額に等しい直接税を支払う市民のことである(第一款第一九条)。

(iii)県選挙会―第一次会と国民議会の間には、ただ一つの中間的選挙段階のみが存在し、県選挙会または単に選挙会と呼ばれる(第一款第二一条)。第一次会によって選出された「選挙人」は、県毎に選挙会を組織し、国民議会議員を選任する(第一款第二二条)。

(iv)国民議会議員選挙―国民議会議員は単記投票により、しかも投票の絶対多数で選出される(第一款第二五条)。投票回数は三回まで認められている。国民議会議員の被選挙資格者であるために

は、銀一マルクの価額に等しい直接税を支払い、かつその他になんらかの土地を所有しなければならない（第一款第三二条）。なお、命令的委任は明確に禁止された（前文第八条、第一一条）。

このデクレは、一七九〇年一月に行なわれた地方選挙と一七九一年六月以降に実施された立法議会選挙に適用された。(10)

（1）革命期の選挙法を扱った文献としては、テュヴニィ氏のもののほかに、Venault de Lardinière, *Le droit électoral pendant la Révolution française*, (Poitiers, 1912), 辻村みよ子「フランス革命期の選挙権論—主権理論との交錯」（『一橋論叢』第七八巻第六号、一九七七）がある。

（2）この当時、憲法制定議会で指導権を握っていた党派はラファイエット派と呼ばれた議員の一団であり、それは革命勢力の最上層部に属する人々によって構成されていた（小林良彰『フランス革命史入門』三一書房・一九七八、一三三頁）。

また、七月一四日のバスチーユ攻略に続くパリや地方の民衆蜂起、そして一〇月五、六日に起こったパリ民衆のヴェルサイユ行進は、議会で多数を占めていた上、中層ブルジョアジーに民衆に対する恐怖感を抱かせ、議会の審議に少なからざる影響を与えた（De Lardinière, op. cit., p. 21—23）。

選挙資格および被選挙資格についての審議は、このような状況の下で行なわれたのである。

（3）第四の要件に関する審議については、A. P., 1. s., t. 9, p. 479.

（4）反対演説の内容は次の通りである。

グレゴワール（革命派僧侶の指導者）は、何よりもまず「富者のアリストクラシー」を恐れ、第一次会における選挙資格としては「健全な判断力とフランス精神を持ち合わせた良き市民（ボン・シトワイヤン）」で足りるとした。

デュポール（三頭派の一人）は「諸君は市民の資格を誰に認め、誰に拒否しようとしているのかを知らなければならない。本条は、自然の秩序においては何の意味ももたない財産を何かであるとみなしている。本条は人権宣言に反しているのである」と述べて、人権宣言を根拠に税額要件に反対した。

ロベスピエールは、デュポールの意見を敷衍する形で次のように述べた。「すべての市民は誰でも、あらゆる段階の代表となることを要求する権利をもっている。これ以上に諸君の人権宣言に適合するものはない。人権宣言の前では、すべての特権、すべての差別、すべての例外は消滅しなければならない。憲法は、主権が人民につまり人民を構成するすべての個人に存すると定めている。それゆえ各個人は、自分が強制される法律の制定と自分のものにほかならない公務の管理とに協力する権利をもっている。さもな

ければ、すべての人間が権利において平等であり、すべての人間が市民であるということは真実でなくなる」(この発言には、ルソーの人民主権論の影響が明瞭に見られる)。

最後に、ドゥフェルモン(パリ選出の王党派議員)は、税額要件に反対して「社会は所有者に服従してはならない。さもなければ、貧者よりも数の少ない富者のアリストクラシーが生じることになる」と述べた。

以上の発言から明らかなように、反対論の論拠は、ひとつは「富者のアリストクラシー」論に、もうひとつは人権宣言の援用にあった。すなわちその論理構造は、税額を基礎とした制限選挙によって富者のアリストクラシーを成立させることは人権宣言が保障した「人民主権」や「権利の平等」に反して許されないというものである。

これに対し、税額要件に賛成する人々は、かれらの「持たざる人々」にたいする蔑視を、シェースの論理によって正当化したのである。

(5) A. P., 1. s., t. 9, p. 597.

(6) 国民議会議員の被選挙資格に関する審議については、*ibid.*, p. 598.

(7) 国民議会議員の被選挙資格は、最終的な承認を受ける前に再度問題とされた。一二月七日、憲法委員会は「第一回投票で選挙人(エレクトゥール)の投票の四分の三を獲得したすべての市民は議員となるために必要な他の要件を免除される」という提案を行なった。この提案はルデラーほか幾人かの議員によって積極的に支持されたが、結局四五三対四四三の一〇票差で否決された(A. P., 1. s., t. 10, p. 414—415)。

(8) デクレの正文については、A. P., 1. s., t. 11, p. 191—195, 東京大学社会科学研究所『一七九一年憲法の資料的研究』(一九七二)九八—一〇六頁。

(9) 議員定数の配分の基礎として直接税を用いるということは、各地域の国家に対する貢献の度合を考慮するということであり、税額による制限選挙と同じくシェースの論理に従うものであろう。

(10) 一二月二二日のデクレにたいしては、最初一部の著述家を除くと民衆はほとんど反応を示さなかった。著述家が主に批判したのは、議員の被選挙資格である銀一マルクの税額であった。まず、ルスタロ(Loustalot)は次のように主張した。「このデクレによって認められたのは富者のアリストクラシーである。……唯一かつ永久不変の被選挙資格はいずれにしても代表されなければならない者の信頼である。(このデクレによれば)社会契約論の著者は被選挙資格者たりえたであろうか。また、現在の最も立派な制憲議員はもはや被選挙資格者たりえないであろう」。また、のちにモンターニュ派の政治家となったカミーユ・デムーラン(Camille Desmoulins)は、デクレに抗議して「一七八九年

一二月二二日のデクレは、フランスをアリストクラシーの国家として構成してしまった。……このデクレの不条理性を感得せしめるには、ジャン＝ジャック・ルソー、コルネイユそしてマブリのいずれもがこのデクレによれば被選挙資格をもたなかったであろうことを述べるだけで十分である。……能動市民とは、バスチーユを攻略した人々のことであり、田畑を開墾する人々のことなのである」と述べた。

一七九〇年になると、コンドルセーが議会の事務局に抗議文を提出したり、パリの二七のディストリクトが国民議会にたいして銀一マルクに反対する請願を行なうなど、パリにおける世論の動きは活発になった。そして、六月三〇日にはマラー（Marat）がかれの発行している新聞『人民の友』の中で、「革命が貧しい民衆の蜂起に負うているのはたしかである。……もし富者のアリストクラシーが貴族のそれにとって代わるならば、我々は貴族のアリストクラシーを破壊して一体何を獲得したことになるのだろうか」と述べて「富者のアリストクラシー」論を展開した。

一七九一年には共和派や民主派（レピュブリカン・デモクラット）の前進により、デクレにたいする反対運動は著しく激化した。たとえば、三月一五日にはロラン夫人が富者のアリストクラシーに抗議し、四月二〇日にはロベスピエールがコルドリエクラブで選挙権の制限に反対する演説を行なった。これらは非常な反響を呼び、とりわけロベスピエールはこのことによって民衆の人気を獲得した。

このようにして、税額による制限選挙制に反対する運動はいろいろなクラブを通じて拡大し、それとともに普通選挙の理念もパリの民衆の間に普及したのである。以上、詳しくは、De Lardinière, op. cit., p. 34—44 ; Thuveny, op. cit., p. 63—66.

三、一七九一年九月三日憲法

一七九一年憲法は、フイヤン派の指導権のもとに[1]、同年八月五日のトゥーレ（Thouret）報告[2]を基礎として八月八日から審議され九月三日に可決採択されたものである。

この憲法は冒頭に一七八九年の人権宣言を置き、本文は七篇二〇七条から成る。選挙制度については、一七八九年一二月二二日のデクレが修正ないし補完されて規定された[3]。

(i)立法議会選挙の単位―王国は八三県に、県はディストリクトに、ディストリクトはカントンにそれぞれ区分される（第二篇第一条）[4]。立法府の議員数は七四五人と定められ、これが地域・人口・直接税の三つに比例して王国を構成する八三県に配分される（第三篇第一章第一節第一条、第二条）。なお、議員選挙は県単位で行なわれる。

(ii)第一次会―能動市民は立法国民議会を形成するために、二年毎に都市およびカントンの第一次会に集合する（第二節第一条）。能動市民とは、①フランス人として生まれ、もしくはフランスに帰化したもので、②満二五才に達し、③法律によって定められた時期以降その都市またはカントンに住所を有し、④王国のいかなる地においてであれ、少なくとも三労働日の価額に等しい直接税を支払いかつその領収書を提示し、⑤僕婢つまり被傭の奉公人の身分になく、⑥その住所の市町村において国民衛兵台帳に登録され、⑦公民宣誓を行なった者を指す（第二節第二条）。⑥・⑦が新たに追加された要件である。なお、第一次会において「選挙人」に選出されるには、能動市民であるために必要な条件に加えて、地方によって一五〇―二〇〇労働日の価額に相当する収入があると評価された財産所有者もしくは用益権者、あるいは四〇〇労働日に相当する財産の定額小作人もしくは分益小作人であることなどが要求された（第二節第七条）[5]。この規定が一七八九年のデクレと最も異なるところであり、議員被選挙資格要件であった銀一マルクの廃止とひきかえに議決されたものである。

(iii)選挙会―「選挙人」は、その県に選任を委ねられた数の議員および議員の数の三分の一に等しい補充者（シュアレアン）を選挙するために集合する（第三節第一条）。

(iv)立法議会議員選挙―議員および補充者は、投票の絶対多数で選挙され（回数の制限はない）、しかもその県の能動市民の中からでなければ選ばれることができない（第三節第二条）。ただし、銀一マルクの要件が廃止されることによって、すべての能動市民が身分、職業あるいは租税のいかんを問わず議員として選出されうることになった（第三節第三条）。そのほかに、再選の制限（第三節第六条）や命令的委任の禁止（第三節第七条）などが規定された。このように、一七九一年憲法も一七八九年一二月二二日のデクレと同じく制限・間接選挙制を採用したのである。

憲法制定議会が制定した諸法令の集大成である一七九一年憲法は、一方で、絶対王制を否定（国民主権の原則および権力分立の原則の採用）し、他方で、政治に参加しうる者を社会秩序の維持に十分切実な利害関心を有する財産所有者に限定（制限・間接選挙制の採用）することによって有産者の寡頭支配（「富者のアリストクラシー」）を樹立したのである[6]。

しかしながら、この有産者寡頭支配制は経済危機や対外戦争の敗北などを背景にしたパリの民衆の激しい圧力によって一時的に動揺することになる。

(1) 一七九一年七月一六日、ラメット派（ラメット、バルナーヴ、デュポールが中心）がジャコバン・クラブから分離してラファイエット派と合同し、フイヤン派を結成した。これによって、有選挙資格ブルジョアジーを代表するフイヤン派が制憲議会の多数派となった（ソブール、前掲訳書、一六一頁、小林、前掲書、一五六頁）。

(2) A. P., 1. s., t. 29, p. 207—217.

(3) 選挙制度についての審議は、八月一〇日以降に行なわれた（*ibid.*, p. 333 ff.）。

審議過程において注目されることは、制限選挙を正当化する論理として、「選挙権公務論」が展開されたということである。

まず、トゥーレは「選挙人」として選ばれるための要件として新たに「四〇労働日の価額に等しい直接税の支払い」を提案するにあたり、次のように述べた。「被選挙資格のための規範や要件を定めていない憲法は存在するのであろうか。イギリスやアメリカは、ごく最近においてさえ、我国フランスよりもはるかに厳格な要件を設けている。選挙区毎（ピクシオン）に選挙を行なうことがしいられ、また間接選挙を認容することがしいられている時、人口の多い国家においてはこの要件の必要性がより強くなっている。したがって、選挙人（エレクトゥール）の資格は公的委任（コミジョン・ピュブリック）に基づいており、そしてその委任については国の公権力が規制する権限を有している」（*ibid.*, p. 356—357）。

また、バルナーヴ（Barnave）は「委員会の意見に反対している者のすべては、かれらが用いた方法の次のような誤りにおいて一致していた。かれらは民主制と代表制とを混同していたのである。すなわち、これがために、かれらはそれに対して何人も権利を有しない一つの公務（フォンクション・ピュブリック）にすぎず、社会が自らの利益の命ずるがままに免除しうる選挙人（エレクトゥール）の資格と人民の諸権利とを混同することができたのである。……選挙人の職務（フォンクション）は権利ではない。各選挙人はもう一度全体のために職務を行なうのである。能動市民が選挙人を任命するのも全体のためである。社会のみが選挙人となりうる諸条件を定めることができるのである。……この三つの保障（知識・公的問題への関心・財産の独立）が最も一般的に見いだされるのが上流階級（クラス・シュペリュール）においてではないということが真実であるとしても（下層の）市民階級においても見いだされないということも等しく真実である。かれら（下層）市民階級は財産を全くもっていないので、生活の必要のために絶えず直接労働することをしいられ、選挙をするのに必要ないかなる知識も獲得することができず、現在の社会秩序を維持することにもあまり強い関心を抱いてはいない。結局、かれらは絶えず生活に追われ、一寸でも仕事を失えば極貧に追い込まれてしまうような毎日を送っているので、かれらは富の側からの買収による選挙支配のため

の極めて容易な手段を提供することになるであろう。したがって、中産階級（la classe moyenne）にこそ、選挙人を求めなければならないのである」（*ibid.*, p. 365—368. 訳については、杉原、前掲書、二四二、二四四頁を参照）。この発言から明らかなように、バルナーヴは新しい社会の担い手として、新体制に敵対していた上流階級や革命をさらに前進させようとしていた下層の民衆ではなく、現在の社会秩序の維持に十分切実な利害関心をもっていた中産階級を考えていたようである。なお、バルナーヴについて、詳しくは、P.-E. Boissenot, *Les opinions politiques de Barnave*, (Paris, 1919).

（4）一七九一年憲法の正文については、L. Duguit, H. Monnier et R. Bonnard, *Les constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789*, 7e éd., (Paris, 1952), p. 1—33, 野村、前掲書、四四三—四六六頁、『一七九一年憲法の資料的研究』、二四—八一頁。

（5）この規定についての審議は、八月二七日に行なわれたが、ルーベル（Rewbell）の反対にもかかわらず、最終的には委員会案が一部修正されて可決された（A. P., 1. s., t. 29, p. 747—750）。

なお、当時、職人、労働者、日雇人、失業者、貧農は租税を納めていなかったので、納税という要件だけで選挙権はかなり制限された。結局、第一次会に参加することができる者は、少なくとも手工業の親方や小商店主あるいは中農以上の者に限定された（小林、前掲書、一五九頁）。当時のフランスの成年男子七〇〇万人にたいして、能動市民は四三〇万人、「選挙人」は四、五万人ぐらいであったとされている（J. Godechot, *Les Institutions de la France sous la Révolution et l'Empire*, Paris, 1968, p. 76. J.-R. Suratteau, "Heurs et malheurs de la ≪sociologie électorale≫ pour l'époque de la Révolution française", *Annales* (*E. S. C.*) 1968, p. 560, 563, 桑原武夫編『フランス革命の研究』岩波書店・一九五九、一〇五頁参照）。

（6）後に、共和三年憲法の審議過程の中で、ある議員（Baudin）は、一七九一年憲法がアンシアン・レジームの三身分間の区別を廃止した後に、選挙会の創設によって以下のような新しい四身分をつくりだしたことを指摘した。すなわち、第一に、何も支払わない者、もしくは必要な税額以下の税しか払わないので政治的諸権利を行使しえない者、第二に、議員ではなく「選挙人」を選出する能動市民のクラス、第三に、より多額の税を支払う市民によって構成される「選挙人」のクラス、そして第四に、議員に選出されるクラスである。このような指摘は、一七九一年憲法が採用した選挙制度の政治的帰結を的確に表現している。ボーダンの発言については、*Réimpression de l'Ancien Moniteur* t. 25, p. 252—253, cité par De Lardinière, op. cit.,

p. 222.

第三節　国民公会と普通選挙制

一、一七九二年八月一一日のデクレ

憲法制定国民議会は、一七九一年九月三〇日に解散し、一〇月一日には新たに立法議会(l'Assemblée législative)が召集された。[1] しかしながら、九二年春からの対外戦争を契機として急激に高まった社会的緊張は、立法議会の機能を麻痺させ、しかも反革命の気運も急速に盛りあがった。こうした危機的状況のもとで第二の革命としての八月一〇日の事件が勃発したのである。この日、パリのサン・キュロットと全国の愛国者の代表ともいうべき連盟兵とがいっせいに蜂起し、チュイルリーの王宮を襲撃した。民衆の圧力に屈した議会は、ただちに王権の停止を宣言し、また新憲法制定のために国民公会を召集することを決定した。[2]

八月一〇日の革命は、選挙制度の歴史においても一大事件であった。すなわち、議会はこの日ジャン・ドゥブリ(Jean Debry)の提案に基づいて、「将来、特に次の国民公会の形成のために、二五才で、一年以上住所を有し、しかも自己の労働の収益で生活するすべてのフランス人(男性)は、ほかのすべての能動市民と同様にいかなる差別もなしに、第一次会で投票することが認められる」と宣言して、はじめて男子普通選挙制の採用を示唆したのである。[3]

さらに、翌一一日には、「国民公会の召集方法に関するデクレ」が議決され、二段階選挙制は維持されたが、能動市民と受動市民の区別および「選挙人」に選ばれるために必要とされていた税額要件はいずれも廃止された。[4]

この八月一〇日の革命による普通選挙制の樹立は、ジャコバン左派(ロベスピエールやマラーなど)の政治的プロパガンダとサン・キュロットの政治運動とが交錯したことの政治的成果として現出したのである。そしてそのことの結果として、受動市民、手工業者、小商店主などからなる都市のサン・キュロットが政治の表舞台に登場し、革命は新しい段階に突入することになる。

(1)　立法議会選挙は、一七九一年五月二七、二八日の「第一立法議会の召集に関するデクレ」に従って行なわれ、六月に第一次会が、八月下旬から九月上旬にかけて県選挙会がそれぞれ開催された。第一次会における投票率はきわめて低く、能動市民の一〇分の一しか選挙に参加しなかった(立法議会選挙の詳細については、De Lardinière, op. cit., p. 55—65)。

(2)　事件の直前の七月に、ロベスピエールはジャコバン・クラブ員や連盟兵にたいして、王権の停止、立法議会の解散、普通選挙による国民公会の召集を説く演説を行なってい

た。また、ビヨー＝ヴァレンヌ（Billaud-Varennes）もクラブで普通直接選挙によって国民公会議員を選出することを提案していた（Thuveny, op. cit., p. 97, 小林、前掲書、一八三頁）。

（3）A. P., 1. s., t. 47, p. 654.

（4）デクレの審議過程および確定条文については、A. P., 1. s., t. 48, p. 28—30. を参照。

デクレの第二条は、能動市民と非能動市民の区別を廃止したうえで、「第一次会に参加することが認められるには、二一才（原案では二五才）以上で、一年以上住所を有し、自己の労働の収入もしくは生産物で生活し、しかも僕婢の身分にないフランス人（男性）であることで十分である」とした。また、「選挙人」と議員の被選挙資格要件については、第三条が「議員あるいは選挙人として選ばれるには、二五才で、しかも前条で要求された諸条件を備えることで足りる」と規定した。その他、「選挙人」や議員の人数、そして選挙方法については立法議会議員選挙と同じであることが定められた（第一条、第四条、第五条）。なお、議会は新しい選挙制度を実効的あらしめる目的、つまり貧乏な市民が選挙会で「選挙人」の任務を確実に果たすことができるようにする目的で、「選挙人」にたいし一里（リュー）につき二〇スー、一日につき三リーヴル相当の手当を支給することをあわせて議決した。

八月一一日のデクレの公布後、論争の中心となったのは間接選挙制の問題であった。たとえば、ラクロワ（Lacroix）は、間接選挙制を「非道徳的で、人民主権を破壊し、しかも陰謀や策動に有利」なものであるとして論難し、「市民が直接かれらの代表を選ぶことほど、簡単で、人民の諸権利に適したものはないであろう」と述べた（Lacroix, *Moyens présentés à la section de Marseille pour établir irrévocablement le règle de la liberté et de l'égalité*, p. 3. cité par De Lardinière, op. cit., p. 79.）。

また、モントルイユをはじめとするパリの諸セクションも直接選挙制を支持する決議を行なった。詳しくは、De Lardinière, op. cit., p. 79—81, 辻村、前掲論文、七〇一—七〇二頁、井上すず『ジャコバン独裁の政治構造』（御茶の水書房・一九七二）一四〇—一四一頁。

二、ジロンド憲法草案

国民公会の選挙は、「八月一一日のデクレ」に従い、八月の下旬（第一次会）と九月の上旬（選挙会）に行なわれた。立法議会の選挙と同様、投票率は非常に悪く（一〇％強）、革命の成果を守ろうという決意を固めた人々だけが選挙に参加した。選出された議員の大部分はブルジョアジーであり、労働者は全部でたった二名であった。(1) また、公会における諸党派の勢力配置は、浮動的な平

原派（約四〇〇名）を間にはさんで、ジロンド派（約一六五名）とモンターニュ派（約一五〇名）とがそれぞれ右翼と左翼の少数派として対峙するというものであった。(2) 最初、指導権を握ったのは、基本的利害を同じくする平原派の支持を獲得したジロンド派であった。

一七九二年一〇月一一日、国民公会は九名から成る憲法起草委員会を設置したが、その委員の過半数はジロンド派であった。(3) 委員会はコンドルセーを中心に起草をすすめ、翌九三年二月一五日に憲法草案を議会に提出した。しかしながら、この草案は、人権宣言と憲法条項の一部を除き、当時の騒然たる政情とりわけ公会内部におけるモンターニュ派とジロンド派の政権争奪をめぐる混乱のためについに議決されなかった。しかも、五月三一日から六月二日にかけて行なわれたモンターニュ派のクーデタは、ジロンド派の指導者の多数を議会から追放し、ジロンド派からモンターニュ派への指導権の移動をもたらした。かくして、ジロンド草案は、結局日の目を見ることなく終った。

ジロンド憲法草案は、三三条の人権宣言と三七〇条の憲法条項から成る。(4)

人権宣言の第二七条は、「主権は、本質的に人民全体に属し、各市民はその行使に協力すべき平等の権利を有する」と規定して人民主権の採用を示唆した。

ジロンド憲法草案は、選挙制度については普通・直接選挙制を採用し、ほぼ以下のような手続を定めていた。

(i)選挙権—第一次会の市民名簿に記載され、一年以上中断なくフランスの領土に居住する満二一才以上の男子は共和国の市民であり、しかもすべての市民は、引続き三ヶ月の居住を証する共和国の一地点において選挙権を行使することができる（第二篇第一条、第三条）。また、被選挙資格要件については、フランス市民の資格を有する満二五才以上の成年であることで足りるとされた（第九条）。

(ii)選挙方法—フランス市民は憲法の定める選挙を行なうために第一次会に召集されるが、この第一次会は各県に設置され、一つの第一次会は四五〇—九〇〇人で構成される（第三篇第二章第一条、第一章第一条）。選挙は二回の投票からなる。第一回の投票は単に予備的な性格しかもたず「候補者名簿」(la liste de présentation) を作成するにとどまり、候補者名簿に記載された候補者のみについて行なわれる第二回の投票が決定的な投票である（第三篇第三章第一条）。しかしながら、その手続は非常に複雑であ

り、選挙が完全に終了するまでにほぼ五週間を要するといわれた。[5] なお、各県が立法院に選出する議員数は人口のみを基礎として五万人に一名の割合で配分されるが、これは一七九一年憲法が採用した代表の基礎としての納税を否定したものである（第七篇第一章第四条）。

ジロンド憲法草案は、以上のような普通・直接選挙制とともに、はじめて直接民主制的な制度を採用した（詳しくは第八篇の諸規定を参照）。[6] その意味で、この草案がフランス憲法史上に有する意義は決して小さくないのである。

（1）選挙の結果、パリで圧勝したモンターニュ派はフランス全体では少数派にとどまった。これは、パリで用いられた選挙方法が若干の県にしか普及せず、またパリでは敗北したジロンド派も地方では優勢であったからである。

選挙の経過と結果については、De Lardinière, op. cit., p. 82—93, 井上すず、前掲書、一四一—一四八頁を参照。

（2）国民公会の勢力配置については、桑原編、『フランス革命の研究』、二〇頁、小林、前掲書、二〇二頁（ただし、各党派の人数は論者により若干異なるが、ここでは小林氏のものに従った）。

なお、ジロンド派とモンターニュ派との間の差異については、学説史上対立が見られるが、両派の対立点の一つは、議会外の民衆や貧農の独自の運動にいかに対処したかという点に存する。すなわち、前者は、パリの民衆運動の高揚にたいして否定的であり、これに対して後者は、民衆運動の支持を得て強力な中央集権的政治指導を行なおうとしたのである（詳しくは、井上幸治編、前掲書、三〇八—三〇九頁、マルク・ブウロワゾオ『ロベスピエール』遅塚忠躬訳・文庫クセジュ・白水社・一九七〇、八九—九〇頁）。

（3）九名の委員のうち、トマス・ペイン（Thomas Paine）、ブリッソー（Brissot）、ペチオン（Pétion）、ヴェルニオ（Verniaud）、ジャンソネ（Gensonné）、そしてコンドルセーの六名がジロンド派であり、バレール（Barère）、ダントン（Danton）がモンターニュ派で、ほかにシエースがいた。また、同時に選ばれた補助委員（シュプレアン）六名中、三名がジロンド派であった（A. P., 1. s., t. 52, p. 455, 前川貞次郎「フランス革命と人権宣言」『史林』第三五巻第一号、一三頁）。

（4）ジロンド憲法草案の正文は、Duguit, Monnier et Bonnard, op. cit., p. 33—61, 野村、前掲書、四六八—四九六頁。

（5）このような選挙方法にたいしては、「時間に余裕のあるブルジョワだけが選挙の権利を現実に行使しうる、といった事態が生ずるおそれは十分にある」という評価がなされている（桑原編、『フランス革命の研究』、一〇九頁、同様の指

摘は、辻村、前掲論文、七〇三頁)。しかしながら、このような不都合を有するからといって、ジロンド憲法草案がはじめて男子普通・直接選挙制を定めた意義を過少評価してはならないように思う。

ところで、起草者であるコンドルセーは、政治的権利の行使の性質に関して次のように述べている。"憲法は、政治的諸権利を行使する権能を誰に認めようとするのであろうか。著述家はこの問題に関して相対立する二つの意見に分かれていた。ある者は、政治的諸権利の行使を一種の公務とみなし、これがために、共同利益(l'utilité commune)に支持されたいくつかの条件を要求することができたのである。……これに対し、他の者は、政治的諸権利が完全に平等にすべての個人に属さなければならないと考えた。…今まで、すべての自由な国民は前者の意見に従っていた。一七九一年憲法もまたそれに従っていたのである。しかし、我々には後者の意見の方が、理性、正義、そして真に啓蒙された政治にさえも適しているように思われたのである」(A. P., 1. s., t. 58, p. 594—595. 訳文については、辻村、前掲論文、七〇三頁を参照)。

コンドルセーは政治的諸権利の性格について、「公務論」と「権利論」とを明確に区別したうえで、後者の「権利論」を採用したのである。したがって、かれが考案した選挙制度もこの点を考慮して評価されなければならない。あのように複雑な選挙制度は、恐らく数学者としてのコンドルセーの才能の一つの産物ではなかったろうか。

(6) デュヴェルジェ氏は、ジロンド憲法草案の基本的特徴として、第一に、一院制議会への権力集中、第二に、半直接民主制の導入、第三に、普通・直接選挙制の採用、そして第四に、地方分権主義をあげている(M. Duverger, *Institutions politiques et droit constitutionnel*, 13e éd., t. 2, Paris, 1973, p. 32—33)。したがって、憲法構想におけるジロンド派とモンターニュ派との差異は、もっぱら第四の特徴に関わっており(モンターニュ派は中央集権志向)他の三つの特徴においては両党派の間にあまり大きな違いはないように思われる。

なお、ジロンド憲法草案の性格や構造を明確にするためには、起草者であるコンドルセーの憲法思想の分析が不可欠であるが、かれが自分自身でなした次のような草案の分析はこの点で参考になる。

まず、草案の特徴については「公会に提案された憲法をとくに特徴づけているように思われるもの、それは自然的に平等な諸権利を保持し、できる限り広範囲の人民に主権の直接行使を認めるためになされた細心の注意である」と指摘し、権利の平等については「あらゆる自由主義諸国において下層階級(ポピュラス)の影響力が恐れられてきた。しかし、すべての人に同一の権利を与えなさい。そうすれば、もはや下

層階級は存在しなくなるのである」と述べて権利の徹底した平等化を説いた。

また、新憲法は「立法、行政については代表制である」が「憲法的法律および代表者が制定する圧制的もしくは不正な法律の監督に関しては民主制である」として、直接民主制的制度の採用を示唆した。

最後に、選挙制度については「選挙が市民によって直接行なわれる」こと「立法府の構成員は、人口のみを基礎として県単位で選出される」ことなどが指摘された（コンドルセーの草案分析についての詳細は、*la Chronique de Paris*, Nos 48 et 49, cité par De Lardinière, op. cit., p. 104—107）。

三、一七九三年六月二四日憲法

モンターニュ派は、政権掌握後、迅速に憲法を制定することを決意し(1)、公安委員会と協力して新しい憲法を起草する委員会を選任した。この委員会のメンバーはすべてモンターニュ派であり、エロー・ド・セシェル（Hérault de Sechelles）を中心にクートン（Couthon）、サン＝ジュスト（Saint-Just）、マチュー（Mathieu）、ラメル（Ramel）の五名によって構成された。委員会は、一週間ばかりで起草した三五条の人権宣言と一二四条の本文から成る憲法草案を、六月一〇日に国民公会に提出した(2)。公会における審議は翌一一日から行なわれ、憲法は二週間ほどの討議を経たのちに、六月二四日に可決採択された(3)。憲法の審議過程で公会議員の頭を支配した基本的理念は、ひとつは、人間の市民的および政治的平等の理念であり、もうひとつは、県の連邦主義的精神に対する危惧であった。したがって、前者においてはジロンド憲法草案につらなり、後者においてはそれと全く対立していたのである(4)。

一七九三年憲法は、まず、人権宣言の中で「主権は人民に属する」（第二五条）、「各市民は法律を制定し、議員（マンダテール）あるいは行政官（アジャン）の選任に協力すべき平等の権利を有する」（第二九条）と規定して、人民主権およびそれに基づく普通選挙制の採用を示唆した(5)。

公会は選挙に関する諸規定について、若干のものを除いて、委員会案通り可決した。主な規定は次の通りである。

(i)選挙権―フランスに生まれ、フランスに居住し、満二一才に達したすべての男子および憲法で定められた諸条件を満たすすべての外国人は、フランス市民の諸権利の行使を認められ、さらにカントンに六ケ月以上居住することにより第一次会において選挙権を行使することができる（第四条、第一一条）。また、被選挙資格については、市民の権利を行使するすべてのフランス人は共和国の領土内において被選挙権を有するとされた（第二八条）。被選

挙権者を地域的に限定しなかったのは、主としてフェデラリスムの精神の高揚を阻止しようとの配慮に基づいていた。(6) なお、第一次会は、投票に参加する二〇〇ないし六〇〇名の市民によって構成される（第一二条）。

(ii) 選挙方法―主権者たる人民（フランス市民の総体）は直接議員を選任する（第七条、第八条）。人口のみが国民代表の基礎とされ、四万人に一名の割で議員が選出される（第二一条、第二二条）。つまり、第一次会は、三万九千―四万一千の人口について直接議員一名を選出するのである（第二三条）。当選するためには、投票の絶対多数を獲得することが必要とされる。第一回の投票結果で絶対多数を獲得した者がいない場合には第二回の投票が行なわれ、一回目で最多数の票を獲得した二人の市民の中一人が選出される（第二六条）。また、選挙は各選挙人の選択において、投票用紙もしくは口頭で行なわれ、第一次会はいかなる場合にも一律の投票様式を定めることができない（第一七条）。なお、各議員は国民全体に属するとされた（第二九条）が、命令的委任を明示的に禁止した規定はない。一七九三年憲法は普通・直接選挙制を採用するとともに、複雑をきわめたジロンド憲法草案と異なり選挙手続の簡略化をはかっている。

一七九三年憲法は、八月一〇日の第二革命後の政治的激動期に、しかもルソー的な政治的雰囲気のなかで作成された。したがって、この憲法は一七九一年憲法の体系・構造とは系譜を全く異にし、政治的デモクラシーの完全な実現を目指して制定されたものである。爾来、一七九三年憲法は民主主義者のバイブルとなり、しかも社会主義者でさえもがこれを援用し、かれらのあらゆる要求の根拠としたのである。

この憲法は人民投票に付され、賛成一、八〇一、九一八票、反対一一、六一〇票で承認された。(8) しかしながら、憲法はついに実施されることなく終った。つまり、公会が、一〇月一〇日、サン＝ジュストの提案に基づいて「臨時政府は平和回復まで革命たるべきこと」を布告したからである。

(1) モンターニュ派が憲法制定を急いだ理由として当時の政情を考えなければならない。まず、一方では、パリを逃がれたジロンド派が地方でフェデラリスムの反乱を組織し、ボルドー、リヨン、ニーム、マルセイユ、ツーロンなどの諸都市を一時掌握した。しかも、国境の周辺を除いてほとんどの県が多少とも公会に対して反抗的であった。また、他方、パリでは、食料危機に名を借りた過激派（アンラジェ）の政治闘争が激化していた。

この破局的な情勢に直面したモンターニュ派に残された唯一の手段、それはその諸規定がかれらに反抗的な諸勢力を味方に引き入れることのできる憲法を早急に作成することであったのである。一七九三年憲法は、このような状況のもとで制定されたのである（詳しくは、De Lardinière, op. cit., p. 148）。

（2）委員会案の正文については、A. P., 1. s., t. 66, p. 259—264.

なお、エローは草案の提出に際して演説を行なっているが、その中で代表制と民主制との関係について次のように述べた。「フランス憲法は排他的に代表制的であることはできない。なぜならば、フランス憲法は、代表制的であると同様に民主制的でもあるからである。実際、法律は決してデクレではない。したがって、議員は二重の性格を帯びることになろう。議員は、人民の裁可のために提案しなければならない法律においては受任者（マンダテール）であり、デクレにおいてしか代表者ではない。以上のことから明らかなように、フランスの統治形態（グベルヌマン）は、人民が自分自身でなしえない事柄においてしか代表制でないのである」。エローは、明らかにフランス憲法に半直接民主制を導入しようと考えている。そして、その導入の程度においては、民主制を憲法的法律と不正な法律とに限定していたコンドルセーの構想をこえているように思われる。

また、選挙について、かれは、「法律やデクレ、一言で言うならば共和国の運命がそれによって左右される代表の選任と、多人数の公務員の選任との間に大きな差異を設けることが本質的である」と考えて、議員の選出は直接選挙で行政官等の選出は「選挙人」による間接選挙で行なうことを提案した。そして、このことの結果として、唯一、代表の資格を付与される立法府と他の機関との間に権威上の格差をつけることにしたのである（エローの演説については、*ibid.*, p. 256—259）。

（3）一七九三年憲法の正文は、Duguit, Monnier et Bonnard, op. cit., p. 62—73, 野村、前掲書、四九七—五〇六頁。

（4）De Lardinière, op. cit., p. 173.

（5）一七九三年憲法の人権宣言は、ジロンド派の人権宣言と四月二四日に公会で発表されたロベスピエール私案との妥協的産物であると考えられており、しかもその妥協においてはジロンド草案の方に近かったとされている（中村陸男「フランス憲法における社会権の発展(一)」『北大法学論集』一四巻二号、一九六三、一四〇頁）。

ロベスピエール私案は、社会的デモクラシーについての諸規定を包含しており、これが一七九三年憲法を作成したモンタニャール主流派との根本的な差異となったわけであるが、政治的デモクラシーについても「人民主権」（第一四条）、「市民の政治的権利の行使における平等」（第二二条）、

「命令的委任」(第三四条)などについて規定していた(ロベスピエール私案の正文は、A. P., 1. s., t. 63, p. 198-200. 恒藤武二「ロベスピエールの人権宣言草案(訳)」『同志社法学』第三二号、一九五五、一〇一—一〇五頁)。

(6) 公会におけるこの規定についての審議は、A. P., 1. s., t. 66, p. 518—519.

(7) しかしながら、モンタニャールの主流派によって作成された一七九三年憲法とパリの民衆運動の理論的リーダーの一人でありルソーの理論に最も忠実なヴァルレ(Varlet)の構想とを比較すると、両者の間には議員に対する責任追及(「命令的委任論」)等に関して差異が見られる。そしてこれは、議会ブルジョアとしてのモンタニャール主流派と、その政権を底辺で支えた都市の民衆との間に政治理念において差異があったことを示すものである(ヴァルレの構想については、杉原泰雄『人民主権の史的展開』岩波書店・一九七八、三九—一一〇頁)。

なお、一七九三年憲法の限界についての指摘は、辻村みよ子「フランス革命における一七九三年憲法の研究序説(一)(二)」(『一橋研究』第一巻三号、第二巻一号、一九七七)。

(8) ただし、棄権者は四三〇万人を下らなかった。人民投票の結果については、野田良之『フランス法概論 上巻』(有斐閣・一九七二)五六五頁を参照。

第四節 テルミドール反動と制限間接選挙制

一、共和三年(一七九五年)憲法

「テルミドールは八九年に結びつく」(1)。共和二年テルミドール九日(一七九四年七月二七日)のいわゆるテルミドールのクーデタによってモンターニュ派の独裁は終了し、八月一〇日の第二革命以後の急進的傾向に対する反動が生まれた。平原派を中心とするブルジョア勢力は、ジロンド派やフイヤン派の生き残りを議会に復帰させ、「テルミドール派」を結成した。バラス(Barras)、ボワシ・ダングラス(Boissy d'Anglas)、メルラン・ド・ドゥエ(Merlin de Douai)、カンバセレス(Cambacérès)、ドヌー(Daunou)、シエースなどが指導者であった(2)。

憲法については、最初一七九三年憲法を修正することだけが問題とされたが、しだいに全面的改正という考え方に変わり、結局新しい憲法が制定されることになった(3)。公会は七月四日に十一人委員会(4)によって提案された憲法草案を約二ヶ月間審議し、八月二二日に可決した(5)。

共和三年憲法は、人権宣言において「主権は本質的に市民全体に存する」(第一七条)として、いわゆる「市民主権」なるものを標榜し、また主権者の構成員としての市民の権利については、

「各市民は直接もしくは間接に法律の制定に協力し、人民の代表者および公務員の指名に協力する平等の権利を有する」（第二〇条）と規定して、一七八九年人権宣言の第六条の規定を踏襲している。(6)

共和三年憲法は制限・間接選挙制を復活したが、主な規定は次の通りである。

(i)第一次会―憲法は、フランスに生まれかつ居住し、満二一才以上でカントンの市民名簿に登録され、共和国の領土に一年以上住所を有し、しかも地租（フォンシエ）たると人頭税（ペルソネル）たるとを問わず直接税を支払うすべての男子に市民となる資格を認めた（第八条）。(7)また、租税要件を問わずに、共和国の建設のために一もしくはそれ以上の戦争に参加したフランス人および直接税の名簿に載っていないもので三労働日の地方価額に等しい人頭税を支払う者にも市民権が与えられた（第九条、第三〇四条）。これらの規定は、いずれも一七八九―九一年の制限を緩和したものである。しかし、以上の規定によって定められた市民権の範囲は、将来縮小されることが予定されていた。すなわち、市民名簿への登録が市民資格要件の一つを構成していたのだが、共和一二年からは青年は読み書きができ、機械仕事を行ない得ることを立証しなければ市民名簿に登録されないとされたからである（第一六条）。なお、第一次会で選挙権を行使するには当該カントンに一年間住所を有していなければならないが（第一七条）、これにより定まった住所をもたない下層市民は選挙権を奪われることになる。(8)第一次会は同一カントンに住所を有する市民によって構成され、一カントンに少なくとも一つ存在する（第一七条、第一九条）。第一次会は、その出欠数のいかんを問わず、二〇〇名の市民につき一名の割で選挙会において投票権を有する「選挙人」を指名する（第三三条）。

(ii)選挙会(9)―「選挙人」の被選挙資格については、一七九一年憲法の例に従い、税額要件が再建された。ただし、その要件は九一年憲法と比較すると幾分緩和されている（詳しくは第三五条を参照）。(10)選挙会の構成員は毎年指名され、二年の期間の後でなければ再選されない（第三四条）。なお第一次会および選挙会の選挙は、いずれも秘密投票で行なわれる（第三一条、第四〇条）。

(iii)立法府議員選挙―この憲法はフランス憲法史上はじめて二院制を採用し、立法府を元老院（Conseil des Anciens）と五百人院（Conseil des Cinq Cents）とに分けた。各院の議員の被選挙資格は以下の通りである。五百人院議員に選出されるには、満三〇才以上で、選挙前に継続して一〇年間共和国領土内に居住するこ

とを要する。ただし、共和七年までは二五才で足りる（第七四条）。元老院議員に選出されるには、満四〇才以上の既婚者もしくは寡夫で、選挙前一五年間共和国領土内に居住していることが必要である（第八三条）。なお、これらの居住期間による制限は、エミグレを排除することを目的としていた。(11) 各県はその人口数に応じて元老院議員および五百人院議員を選出するが、立法府の議員はこれを選出した県の代表者でなく、全国民の代表者であり、議員は当該県からいかなる委任も与えられない（第四九条、第五二条）。命令的委任は明確に禁止されたのである。

このように、共和三年憲法は普通選挙制を廃止して制限・間接選挙制を復活した。これは、何よりもまずモンターニュ派（もしくはそれを支えたサン・キュロット）の権力への復帰を恐れていたテルミドール派の精神状態の政治的帰結であった。結局、「君主制をもジャコバン的恐怖政治をも欲しない穏健革命諸派の妥協の作品」(12)であるこの憲法は、政治的デモクラシーを樹立した一七九三年憲法の諸原理を否定し、一七九一年憲法を共和制に置きかえて作成されたものであった。かくして、テルミドールは八九―九一年の有産者寡頭支配制と結びつくのである。

（1） アルベール・ソブール『フランス革命(下)』（小場瀬卓三・渡辺淳訳・岩波新書・一九七一）一一九頁。

（2） 桑原編『フランス革命の研究』二三頁。

（3） ボワシ・ダングラスは、共和三年憲法草案の公会提出の際に「我々は一七九三年憲法を検討した。我々は、慎重にこの憲法の中で有用なものを保持しようとし、我々の唯一の目的である公安、自由、そしてフランス人民の栄光に反するものを是正しようと努めた。しかし、我々は、野心家によって考案され、陰謀家によって起草され、圧制によって強制され、しかもテルールによって承認されたこの憲法が、明らかにあらゆる無秩序の諸原因を保持し、さらに貪欲な人の渇望、攪乱者の利益、無学文盲な者の自惚れ、そして簒奪者の野心に奉仕するために準備された道具にほかならないことを諸君に宣言しなければならない。また、我々は、全員一致で、諸君にこの憲法がアナルシーの組織以外の何物でもないということを宣言しなければならない」と述べた。この発言は、テルミドール派の一七九三年憲法観を見事に表現しているように思われる。ボワシ・ダングラスの発言については、*Réimpression de l'Ancien Moniteur*, t. 25, p. 90（以下、単に Moniteur, t.……と略す）。

また、テルミドール派をして九三年憲法の修正を断念させ、新憲法の制定を決意させた決定的事件として、一七九五年春のジェルミナルとプレリアルの事件があった。これらの事件においてパリの民衆は「パンと九三年の憲法を」

というスローガンをかかげて蜂起したのであるが、何の成果もあげることができず、結局蜂起は失敗に終った。しかし、これらの事件は、テルミドール派にとって非常なショックであった（この時期の民衆運動については、ソブール、前掲訳書(下)、一三六―一四一頁を参照）。

（4）十一人委員会のメンバーについては、De Lardiniare, op. cit., p. 192.

（5）共和三年憲法の正文については、Duguit, Monnier et Bonnard, op. cit., p. 73―109, 野村、前掲書、五〇七―五三六頁。

（6）この人権宣言の特徴は、九条からなる「義務の宣言」もさることながら、権利の平等についての規定が少ないということである（ちなみに、一七八九年の人権宣言における「人間は生まれながらにして自由であり、権利において平等である」というような一般的規定も存在しない）。

このことについてある議員（Mailhe）は次のように述べている。「私は、すべての人間が権利において平等なものとして生まれることは認める。しかし、人間は権利において平等でありつづけるのであろうか。私はそうは思わない。……人間は平等なものとして生まれる。しかし、人間は自然状態においてさえ平等でありつづけない。なぜならば、社会の創設以前にはそれを保障するものは何もないからである。自然状態では実力以外の権利は存在しないのである。ところで、社会状態においても、人間は自然状態より以上に生まれる時にもっていた平等への権利を保持するわけではない。なぜならば、すべての人間が成長するにつれて等しく知性やそのほかの能力を獲得するわけではないからである。諸君は、そのことを非常によく理解していたので、市民の諸権利の行使に条件を課したのである」（Moniteur, t. 25, p. 497）。この発言は、制限選挙を正当化する一つの論理として興味深い。

（7）市民資格要件として直接税の支払いを要求する第八条については次のような議論がなされた。

まず、トマス・ペインは、第八条の規定が憲法の冒頭に置かれる人権宣言の最初の三条に違反していることを指摘した（Moniteur, t. 25, p. 171―172）。

これに対し、メルラン・ド・ドゥーエは「かれ（トマス・ペイン）は、憲法によれば所有者しか課税されず、しかも憲法は市民権を行使するために租税の支払いを要求しているので、所有者のみが市民になると主張した。これは全くの憶測である。フランスには三種類の人間が存在する。すなわち、土地所有者、自分の労働や産業で生活する者もしくは賃金労働者（サンキュリエ）、そして乞食（マンディアン）である。最初の二者については、前者が地租に、後者が人頭税にそれぞれ服する。したがって、かれらは、もはや所有者階級のみに留保されない市民権を等しく行使しうるのである。乞食階級について

は、かれらは決して課税されない。私は、諸君が国家の運命を、何も持たず、何も生産せず、厄介者でしかない者に委ねることを欲していないと考えている。また、私は、諸君がこのような者に社会の統治にたいする影響力を与えることを欲しているとは毫も考えないのである。換言すればそうすることは明らかに社会の転覆や破壊へと向かうことになるからである」(*ibid.*, p. 195—196.)と述べて、トマス・ペインの見解に反対した。

この二人の発言が第八条に関する賛否両論を代表していた。これらの発言には、一七八九年一二月二二日のデクレをめぐるロベスピエールとデムニエの議論を彷彿とさせるものがある。

なお、ボワシ・ダングラスは草案の提出に際して、制限選挙を正当化するために次のような議論を展開した。「我々は、最良の人々によって統治されなければならない。つまり、最良の人々とは最も教養があり、最も法の維持に関心を払う人々のことである。ところでそのような人々は、ごくわずかな例外を除いて、財産を有し、その財産が含まれている国に愛着を抱き、その財産を保護する法律に忠実で、しかも財産と財産があたえる裕福な生活のおかげで教育をうけ、その教育によって祖国の運命を決める法律の利害得失を分別をもって正しく討議するのに適した人々の中にのみ見出されるであろう。……所有者によって統治される国は社会秩序のうちにあり、非所有者が統治する国は自然状態にある」(*ibid.*, p. 92)。このボワシ・ダングラスの発言は、テルミドール派の目指す有産者寡頭支配の論理を見事に表現している。

(8) これらの要件によって成年男子の約四分の一が市民権を奪われ、第一次会に参加しうる市民の数は五—六〇〇万人ぐらいであった(Suratteau, op. cit., p. 560, 桑原編『フランス革命の研究』、一一二頁)。

(9) 選挙会の復活は主として七月一五日に審議されたが、その時復活の理由としてあげられたのは、賢明な議員の選出を可能にすること、市民の疲弊を防ぐこと、大都市の横暴を阻止することなどであった(詳しくは、Moniteur, t. 25, p. 252—256)。

(10) ギュヨマール(Guyomard)は、本条について「もし諸君が本条を採択するならば、諸君は多くの耕作者を排除し、しかも当に過大の優位性を与えることになろう。諸君は、このようにして人民の選択を制限することはできないのである」と述べて、税額要件に反対した。これに対し、ドヌーは「この要件は、国家がすべての構成員に要求する一つの保障である。そして、新しい制度は、有徳ではあるが貧困でもある者が共和国の第一の職務に就くことを可能にするという利益を有する」と発言して、ギュヨマールらの反対をしりぞけた(以上詳しくは、*ibid.*, p. 307)。

なお、この税額要件によって、「選挙人」の数は、全国で二一―三万人ぐらいになったといわれる(Suratteau, op. cit., p. 560. 桑原編、『フランス革命の研究』、一一三頁)。

(11) 桑原編、『フランス革命の研究』、一一七頁。

(12) Duverger, op. cit., p. 29, 樋口陽一『比較憲法』(青林書院新社・一九七七)一二六―一二七頁。

この憲法も一七九三年憲法と同様人民投票にかけられたが、共和四年ヴァンデミエル一日(一七九五年九月二二日)に公会へ提出された報告によれば、共和三年憲法は賛成九一六、三三四票、反対四一、八九二票で承認された。しかしながら、この人民投票でも非常に棄権が多かった(De Lardinière, op. cit., p. 266 ; Lachapelle, op. cit., p. 20)。

二、共和三年憲法を補完する諸法令(1)

(イ) 三分の二法(共和三年フリュクチドール五―一三日のデクレ)

公会は解散するにあたり、政治的に無経験な人々によって構成される立法府では憲法をうまく機能させることができないのではないかと考えた。そこで、ボーダンは、フリュクチドール四日に、立法府の構成員の三分の二を現公会議員の中から選択する権利を選挙会に付与するよう提案した。この提案は原則として採択され、十一人委員会へ送付された。そして翌フリュクチドール五日、この原則が最終的に承認され、「現在公会で活動中のすべての議員は再選されることができる。選挙会は立法府を形成するために現公会議員の三分の二以下を選出することができない」という宣言がなされたのである(2)。

詳細は、フリュクチドール一三日(一七九五年八月三〇日)のデクレによって規定された(3)。このデクレによれば、選挙会は次の選挙で各選挙会が立法府に選任しなければならない議員の三分の二を、強制的に各県の現議員もしくは他県の公会議員の中から選出しなければならない。

テルミドール派はこのデクレによって、新しい立法府においても自己の指導権を維持しようとしたのである。

(ロ) 共和五年フリュクチドール一九日(一七九七年九月五日)法

このデクレは、第一一条で「あらかじめ、自分が属する集会に対し、王権およびアナルシーへの憎しみ、そして共和国および共和三年憲法への忠誠と愛情とを誓うのでなければ、何人も第一次会および選挙会において投票することが認められない」と規定した(4)。この規定は、テルミドール派がとったジャコバン(モンター

ニュ）派と王党派とに対する「二正面作戦」を如実に示すものとして興味深い。(5)

(1) 国民公会は、共和三年憲法が定めた選挙制度を補完するためいくつかの法令を制定したが、その目的はテルミドールの成果を固定・維持することであった。

(2) Moniteur, t. 25, p. 560.

(3) デクレの正文は、*ibid.*, p. 632 ; De Lardinière, op. cit., p. 263—264 ; Lachapelle, op. cit., p. 20.

このデクレは、共和三年憲法と一緒に人民投票に付され、賛成一六七七、七五八票、反対九五、三七三票で承認された(De Lardinière op. cit., p. 266 ; Lachapelle, op. cit., p. 20)。ただし、憲法の人民投票の結果と比べると、棄権者、反対票とも多かったことに留意しなければならない。

(4) このデクレの正文については、Moniteur, t. 28, p. 809—810.

(5) 桑原編、『フランス革命の研究』、二三頁。

しかし、これらの諸法令によってもテルミドール派は十分な多数派を形成することができず、共和三年の憲法体制は常に不安定であった。そして、最終的には、共和七年の選挙（一七九九年三月—四月）におけるジャコバン派の再度の進出が、革命の終幕となるべきブリュメール一八日のクーデタを導くことになる。

第五節　ナポレオン体制と選挙制度

一、共和八年フリメール二二日（一七九九年一二月一三日）憲法

ブリュメール一八日の軍事クーデタ後、最初に制定されたのがこの憲法である。この憲法の制定過程において最も影響力があったのは、ドヌー、シエース、そしてボナパルトであった。(1)

共和八年憲法はきわめて簡単で、全体は九五条からなっている。(2) 人権宣言は、もはや前置されず、七六条以下で一定の人権の保護が規定されているにすぎない。選挙手続は以下に示す通りであるが、それは実をいうと選挙とはいえない代物であった。

(i)選挙権—フランスに生まれかつ居住し、満二一才に達し、区の市民名簿に登録され、共和国の領土内に一年以上住所を有する男性はすべて市民であり、また、区において公民権を行使するためには一ヶ年の居住によって住所を獲得することが必要である（第二条、第六条）。このようにして、一応、男子普通選挙制の外観がとられていた。

(ii)選挙方法—シエースによって考案された「信任名簿制」(le système de la liste de confiance)(3)が採用された。区名簿（les listes communales）、県名簿（les listes départementales）、そして全国名簿（la liste nationale）という三種類の名簿が、以下の

ような手続で作成される。各区の市民は、公務を処理するのに最も適していると考える人を選挙により選任するが、このためにこれに参与する権利を有する市民の数の一〇分の一に等しい数から成る区名簿が作成される（第七条）。県内の区信任名簿に登録された市民は、県名簿を作成するためにかれらの中から一〇分の一を選任する（第八条）。最後に、県名簿に登録された市民がかれらの中から一〇分の一を選任し、全国名簿を作成する（第九条）[4]。そして、この全国名簿の中から、護憲元老院（Sénat conservateur）が立法府の構成員およびそのほかの国家的地位の担い手を選任するのである（第二〇条）[6]。

この憲法は、三権分立を明言せず、第一統領（ボナパルト）の手中に執行権を集中してその絶対的優位を確保しているが、選挙制度もその方向で定められたものと考えられる。つまり、信任名簿制を採用することによって普通選挙制の効果を制限し、しかも元老院は全国名簿からの選任に際して第一統領の意見に忠実に従ったからである。かくして、第一統領は、執行権ばかりでなく、立法権をもその掌中におさめることができたのである。

（一）　共和八年憲法の制定過程については、J. Bourdon, *La Constitution de l'An VIII*, Rodez, 1941, p. 13—37; Godechot, op. cit., p. 549—557, 浦田一郎「フランス革命とシェイエス—共和暦八年憲法草案を中心にして」（『山形大学紀要（社会科学）』第七巻第二号）を参照。

共和八年憲法は、基礎となったシェース草案にボナパルトが手をくわえる形で作成された。なお、シェース草案の特徴について、カルヴェ（Calvet）氏は次のように指摘している。「実権は議員の互選によって成立する元老院の掌中にあり、それが両院の議員、大選挙者を指名し、さらに大選挙者を吸収、すなわち解職することができる。元老院によって名士寡頭制は至上権力をにぎるのである」（アンリ・カルヴェ『ナポレオン』井上幸治訳・文庫クセジュ・白水社・一九七五、六四—六五頁）。ボナパルトは、とくに「大選挙者」と元老院の「吸収権」（droit d'absorption）の二点に反対し、第一統領の権限を強化するべく努力した。

（2）　共和八年憲法の正文については、Duguit, Monnier et Bonnard, op. cit., p. 109—118, 野村、前掲書、五三七—五四四頁。

（3）　シェースは、信任名簿制を「信頼は下から権力は上から」という理念に基づいて構想した。

（4）　当時、市民の数は五—六〇〇万人であったので、各名簿に登録される者の数は次のようになる。区名簿には五—六〇万人、県名簿には五—六万人、そして全国名簿には五—六、〇〇〇人が登録される。

しかし、信任名簿は共和八年には作成されず、人民の代表者は元老院によって恣意的に選出された（第一四条参照）。

しかも、名簿は共和九年に作成されたがそれも共和一〇年の立法院の改選にしか用いられなかった（Godechot, op. cit., p. 565）。

(5) カルヴェ氏は、共和八年憲法が定めた選挙制度を「普通選挙の手品」と評している（カルヴェ、前掲訳書、六五頁）。

二、共和一〇年テルミドール一六日（一八〇二年八月四日）元老院令

この元老院令は、終身統領制を規定する（第三九条）とともに、第一統領の権限を著しく強化した(1)。なお、選挙について、ボナパルトはフランス人民に主権の幻想、すなわち独裁制を容易に受け入れさせるのに必要な幻想を十分に与えないという理由で信任名簿制をほとんど評価せず、これを廃止して以下のような選挙会制を定めた。

(i)カントン選挙会（Assemblées de canton）―カントン選挙会は、カントンに居住し、市民名簿に登録されるすべての市民によって構成される（第四条）。このカントン選挙会は以前の第一次会のようなものである。つまりカントン選挙会は、アロンディスマンに居住する五〇〇名の住民につき一名の割でアロンディスマン選挙会（Collèges électoraux d'arrondissement）の構成員を、また県に居住する一、〇〇〇名の住民につき一名の割で県選挙会（Collèges électoraux de département）の構成員を選出するのである（第一八条、第一九条）。ただし、県選挙会の構成員は、当該県の多額納税者六〇〇名の中から選出される（第二五条、第二六条）。なお、選挙に際しては、秘密投票制および三回投票多数代表制が用いられた。

(ii)アロンディスマン選挙会―この選挙会は、選挙によって選ばれた者のほかに、第一統領によって終身で任命される一〇名の構成員を含み（第二七条）、護民院および立法院の空席のためにそれぞれ二名の候補者を推薦する（第二九条、第三二条）。

(iii)県選挙会―県選挙会もアロンディスマン選挙会と同様、第一統領によって終身で選ばれる二〇名の構成員を含み（第二七条）、元老院および立法院の各空席のために二名の候補者を推薦する（第三一条、第三二条）(2)。

選挙会によって推薦された候補者の中から立法院議員および護民院議員を選任するのは、元老院である（第五九条）。なお、各県はその人口数に応じて立法院議員を送るとされた（第六九条）。

この元老院令は、外観におけるいくつかの民主的譲歩にもかかわらず、終身第一統領の権力を著しく強化することによって帝制樹立に向けての決定的段階をしるすものとなった。選挙制度についていえば、信任名簿制を廃止して間接とはいえ一応「選挙」制を復活したが、最終選任権は、やはり、元老院、ひいてはそれをコントロールする第一統領の手中に留保された。

(1) この元老院令の制定経過については、Godechot, op. cit., p. 570—572.
正文については、Duguit, Monnier et Bonnard, op. cit., p. 120—128. 野村、前掲書、五四五—五五一頁。

(2) 共和一〇年当時、県選挙会は二四、六五六名（そのうちナポレオンによって任命された者は一、七〇〇名）アロンディスマン選挙会は三四、八〇五名（三、五二〇名）によって構成された(J.-P. Charnay, *Le suffrage politique en France*, Paris, 1965, p. 85)。

三、共和一二年フロレアル二八日（一八〇四年五月一八日）元老院令

この元老院令[1]は、ナポレオンの長年の願望であった帝制を実現したものである。

選挙制度については、共和一〇年の元老院令によって定められた手続がそのまま維持された。ただし、皇帝によって選任される構成員の数が、アロンディスマン選挙会については二五名に、県選挙会については三〇名にそれぞれ増やされたので、選挙会に対する皇帝の影響力は著しく増大した。

結局、共和一二年の元老院令は、共和八年および共和一〇年の体制を補強することによって、ナポレオンの権威主義的な独裁体制を確立したものである。そして、その体制は、ルイ一四世支配下の君主制よりも絶対主義的であったといわれる[2]。

(1) 元老院令の制定経過については、Godechot, op. cit., p. 577—578, カルヴェ、前掲訳書、七九—八二頁。
また、正文については、Duguit, Monnier et Bonnard, op. cit., p. 133—151. 野村、前掲書、五五二—五六八頁。

(2) Godechot, op. cit., p. 585.
ただし「革命の子」であるべきナポレオンが、軍事力によって得た権力の正当化を革命以前の王朝的正当性原理にではなく、フランス革命の正当性原理、すなわち「国民」の中に求めたことに留意しなければならない。かれが、共和八年憲法の制定、終身統領への就任、帝制樹立などに際していずれも人民投票を用い、また、選挙において「普通選挙の手品」を用いたのもこのことの現れであろう。
なお、ナポレオン独裁の基本的性格については、中木康

夫『フランス政治史(上)』(未来社・一九七五)二六―三五頁、樋口、前掲書、一二七―一二八頁、井上幸治編、前掲書、三二六―三三〇頁等を参照。

第一章のまとめ

革命期の選挙制度史は、一七八九年一月二四日の選挙規則をプロローグに、そしてナポレオン体制下の「普通選挙の手品」をエピローグに、文字通り劇的に展開した。

ここでは、第一章のまとめにかえて、(i)革命期の選挙制度史と選挙権理論、(ii)革命期の選挙方法、(iii)革命の展開過程と選挙制度史の三点について少しく検討したい。

(i)革命期の選挙制度史と選挙権理論

この当時、すでに「二つの選挙権論」(「選挙権権利論」と「選挙権公務論」)が区別されて論じられていたこと(コンドルセーの発言を参照)は、選挙権の性格を把握するうえで注目に値する。(1)

税額による制限選挙制に反対した人々は、一七八九年の人権宣言を援用し、選挙についてすべての市民が議員の選任に協力する「権利」を有すると理解した(ロベスピエールの発言を参照)。これに対し、税額による制限・間接選挙制を支持した人々は、議員を選任する行為を「権利」としてではなく「公務」として把握し、その選任行為に参加しうる者を公務にたいして十分切実な利害関心と能力を有する者に限定しようとした。しかも、かれらは、富こそが政治能力をはかる唯一の基準であると考えたのである(バルナーヴやボワシ・ダングラスの発言を参照)。そして、このような制限選挙制の理論は、のちにロワイエ・コラールやギゾーによって力説されるところとなる。

(ii)革命期の選挙方法

革命期においても、特殊フランス的な選挙制度と評されている多数回投票多数代表制が用いられていた。この選挙方法はアンシアン・レジーム下の全国三部会選挙において採用されていたものであるが、一七八九年一月二四日の選挙規則で復活し、一七八九年一二月二二日のデクレ、一七九一年憲法、そして一七九三年憲法などにおいても用いられた。(2)爾来、この方法は一貫してフランスの選挙制度の基本的特徴として維持されている。

(iii)革命の展開過程と選挙制度史

フランス革命の結果、新しい社会の担い手として登場したのは、ブルジョア勢力(資本家的土地所有者や資本所有者)とプチ・ブルジョア層(農民あるいは小生産者)であった。かれらは、封建的支配関係の破壊という過去についての政治目標については

利害が一致していたが、その破壊ののちにいかなる社会体制を建設するかという未来についての政治目標については利害が対立した。すなわち、ブルジョア勢力は有産者による寡頭支配制を樹立しようとしたが、プチ・ブルジョア層はルソーやロベスピエールなどが構想した小生産者による平等社会を築こうとしたのである(3)。バスチーユ攻略後、これら両者のプランの相克過程として革命は展開したが、一時期を除き前者のプランが終始勝利した。しかしながら、革命の末期にはそのプランも失敗に終り、両方のプランを調整しようとするナポレオンの権威主義的独裁体制が成立したのである。革命期の選挙制度史は、このような革命の展開過程と密接な関連をもちながら、各プランの実現の一翼を担って展開したのである(4)。

（1）革命期の選挙権論と主権理論との交錯については、辻村「フランス革命期の選挙権論」を参照。

（2）「大革命以来、フランスで頻繁に用いられている二回投票多数代表制は、一七八九年および一七八九年の制度をうみだしたそれに先行する五世紀の選挙制度の直接相続人である」(Cadart, op. cit., p. 5)。

（3）桑原編『フランス革命の研究』一〇頁を参照。
なお、「フランス革命論」の最近の動向については、柴田三千雄「フランス革命とブルジョワジー」『近代史における政治と思想』（山川出版社・一九七七）五五―九二頁を参照。

（4）革命期の選挙制度史とその基礎を構成するフランス革命の社会史および経済史との関連についての厳密な分析は、他日を期したい。

（未　完）

Histoire des systèmes électoraux en France (1)

Nobuhiro OKADA

Cet article est une contribution à la recherche des systèmes électoraux de la Révolution française jusqu' à nos jours. En France, les systèmes électoraux faisaient toujours l'objet des luttes politiques et par conséquent les principales réformes électorales se sont succédées plus de vingt fois. Cette étude a pour but d'éclaircir les idées, logiques et contenus de ces systèmes électoraux ainsi que les conjonctures politiques de ces transformations.

Ce présent numéro traite la première phase historique : l'époque révolutionnaire. Pendant la Révolution, l'histoire des systèmes électoraux s'est développée dramatiquement. On résumera les conclusions de leur examen dans trois rubliques suivantes :

1) Les systèmes électoraux pendant la Révolution et les théories de l'électorat

A cette époque-là on a distingué les deux théories de l'électorat : "la théorie de l'électorat-droit" et "la théorie de l'électorat-fonction" (v. la distinction faite par le discours de Condorcet).

Ceux qui ont protesté contre le système censitaire invoquèrent la première théorie, d'après laquelle le vote est pour chaque citoyen un droit qui lui appartient (v. le discours de Robespierre).

Au contraire, ceux qui l'ont soutenu employèrent la deuxième, d'après laquelle l'acte de désigner les représentants est considéré comme une fonction publique ; Ils ont pensé que la richesse était le seul critère de mesurer la capacité politique (v. les discours de Barnave et Boissy d'Anglas).

2) Le mode électoral typiquement français à la phase révolutionnaire

Le système majoritaire à plusieurs tours a été employé pendant la Révolution. Il sera si fréquemment utilisé en France depuis la Révolution et par conséquent estimé tipiquement français.

3) Le processus de la Révolution et les systèmes électoraux

Ce sont la bourgeoisie et la petite bourgeoisie qui ont entré en scène comme les promoteurs de la société nouvelle par la Révolution. Ils ont eu les mêmes intérêts dans l'objet politique à l'encontre du passé, c'est-à-dire, la destruction du régime féodal. Mais ils se sont trouvés désaccord à l'égard du futur : la bourgeoisie a désiré établir l'aristocratie des riches ; au contraire, la petite bourgeoisie a voulu constituer la société égalitaire de petits propriétaires.

La Révolution a déployé le processus de lutte entre ces deux directions et la première a toujours l'emporté sur la deuxième, excepté l'éphémère parenthèse. Mais, la direction bourgeoise elle-même s'est soldée par un échec à la dernière période de la Révolution et enfin la dictature militaire de Bonaparte a été établie.